

## 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 監事監査実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の監事監査に関する事項を定めることを目的とする。

### (監事の職務)

第2条 監事は、次に掲げる社会福祉法第45条の18に規定する職務を行う。

- (1) 理事会の業務執行の状況を監査すること
- (2) 本会の財産状況を監査すること
- (3) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるとき、会長に対して評議員会の招集を請求すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事会に意見を述べること

### (総括監事)

第3条 監事は、総括監事を互選するものとする。

2 監査の実施については、総括監事がこれを定める。

### (兼職の禁止)

第4条 監事は、理事及び評議員、又は本会の職員を兼職してはならない。

### (定期監査の通知)

第5条 監事は、理事会が認定した決算のほか、本会の財産状況及び理事の業務執行状況について、少なくとも毎会計年度2回以上、期日を定めて監査しなければならない。

- 2 監事は、監査の期日及び要領について、あらかじめ会長に通知しなければならない。
- 3 監事は、前項に定めのある場合のほか、必要と認めるときはいつでも監査することができる。

### (監査の方法)

第6条 監査は、理事又は関係職員をして、収支計算書、調査報告書、帳簿及びその他関係資料を提出させ、又はその出向きを求めて行う。

第7条 業務の監査は、おおむね次の諸点について実施するものとする。

- (1) 法令及び定款と事務の適合状況
- (2) 財務計画と予算編成との適合状況
- (3) 事業計画とその執行との適合状況
- (4) 予算の執行と事業執行の適合状況
- (5) 関係諸機関との連絡協調の状況

(6) その他監査上必要と認める事項

第8条 財産状況の監査は、おおむね次の諸点について実施するものとする。

- (1) 収入の調定、徴収及び滞納整理の適否
- (2) 予備費充当及び予算流用の適否
- (3) 収入、支出、現金及び預金出納保管に関する状況
- (4) 財産の管理状況

(結果報告)

第9条 監事が監査を終了したときは、速やかにその結果を判定し、及び報告書並びに公表すべき事項等を作成し、監事会の協議に付さなければならない。

第10条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ、監査の結果を外部に表示しないものとする。

(記録の保存)

第11条 監査の結果は、監査に供した提出書類を添付して、次に掲げる事項を記録して保存しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 監査項目
- (5) 監事の発言内容
- (6) 監査の結果
- (7) 監事の署名、署名年月日

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。